

「富山県子どもの権利に関する条例」(仮称) 制定に関する有識者会議(第4回) 議事要旨

日 時：令和7年10月31日（金）午前10時00分～午前11時30分
場 所：県民会館702号室
出席者：村上座長、高和委員、牟田委員、本田委員、板鼻委員、小島委員、蓑口委員、平岡委員
欠 席：田村委員、杉山委員

委員の発言要旨

事務局より「子ども等からの意見の聴取状況」（資料1）等について説明ののち、委員から次のとおり発言があった。

【条例案に対する子どもの意見聴取について】

- ワークショップの結果について、子どもに関わる大人が子どもの権利のことを考えて、適切に対応する必要があると感じた。また、今回の資料にあるワークショップのような取り組みを継続的に実施する必要があると感じた。
- 前回の子どもの意見の資料に「子ども基本法を丸写しするのではなく新しく条例を作る意味がない。子どもの健やかな成長を支える者は、注意深く見守るだけでいいのか。権利侵害について他にもやるべきことがあるのではないか。」という意見があった。小学校時代にいじめにあい、不登校になり、傷ついた青年たちは、社会から忘れられているのではないかと感じている。そうした人たちに応え、愛情が感じられる条例にする必要がある。
- 先日、全国で不登校の子どもが35万人いるという文科省の調査結果が出たが、各種調査によるとその3倍の子どもたちが学校に行きたくないと思っているという話がある。彼らは自分の思いを表明できないまま学校に行っている。資料に記載されている意見以外にも多様な意見があるという前提で条例の内容を検討すべき。
- 子ども自身に、子どもの権利や条例に关心を持ってもらうためには、保育園や学童での読み聞かせや寸劇など、いろいろな工夫がある。条例を作っただけで終わりにせず、広報してほしい。
- 「子どもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 富山に参加した。たくさんの人々・保護者が集まっており、ワークショップの中で子どもたちの具体的な意見がたくさん出た。条例を作ろうとしているからこそ、こうした意見表明の機会があり、条例ができた後も様々な場所で話し合いの場ができるなどを期待したい。
- 子どもにはいろいろな社会関係の中で自分を見出していく場が必要。この条例が効力を発揮できる場が今後どれだけあるのかが大切。
- 年齢にかかわらず、意見を否定しないでほしい、自分自身で決めさせてほしいというこ

どもの意見がたくさん見られたが、子どもの意見を尊重するためには、大人が条例の趣旨を理解する必要がある。

- 資料によると子どもから大人への配慮を求める意見が多かったので、そのことを大人に知ってもらわないといけない。子どもだけでなく、大人にも知ってもらえる施策が大事。
- 意見を表明しやすい環境づくりについて、多くの子どもは、どんなことを相談したらいのかも分かっていないのではないか。直接大人に言ったり、紙に書いたりといった相談できる媒体の多様化と合わせて、どんなことを相談できるのかということが明確化されると、子どもにとって相談しやすくなるのではないかと思う。

【条例素案について】

- 子ども支援委員会について、子ども総合サポートプラザとの役割分担の趣旨は理解できるが、相談しないと支援委員会に申立てができないと言われて、子どもが支援委員会への申立てをあきらめることがないようにしなければならない。また、子ども総合サポートプラザで相談後のフォローアップを行う必要がある。相談で対応できなかった案件を子ども支援委員会につなげるためにも重要。
- 子ども支援委員会には、子どもの言葉を通訳し、子どもが言いたいことを言えるようにする機能が必要。申立て後の調整の経過やその結果を子どもに説明する機能も子ども支援委員会は持つべき。
- この条例をきっかけに、今の子どもたちだけでなく、過去、不登校だった子どもたちに対しても温かい愛情で語り掛け、謙虚に寄り添うべき。
- これから子どもの権利擁護に真摯に取り組むことの決意の表れとして条例を制定するという意思をはっきりとさせなければならない。そうでないと、単に条例ができただけで、誰も受け止めない。これまで子どもの権利擁護に十分取り組んでこなかった真摯な反省も大事。
- 子ども期にトラウマを抱えたら成人期まで影響する。たくさんの不登校を経験した若者が、不登校になったため人生が終わりだと感じて不安を抱えている。また、小中学生時代のいじめなどが原因で30歳を過ぎても孤独・孤立を感じている者もいる。いじめが原因で大人になってもトラウマになっている若者に対しても温かいまなざしを向けてほしい。権利侵害から守る環境を整え、安心して過ごせる社会を実現することを約束するというような文言を入れてほしい。
- 子ども支援委員会の対応はスピード感が必要。例えば四半期が過ぎれば子どもにとっては学期が変わり、1つの区切りと言える。子ども総合サポートプラザから情報提供してもらいながらスピード感をもって対応してほしい。
- 素案第4条第1項第5号の「将来を自ら選択できる権利」を具体的に理解できるよう、その考え方に対する高校ワークショップでの「正しい知識を得て、そのうえで、自分で将来を選択したい」という意見も追記すべき。

【総括】

- こども家庭庁が令和5年度に「こどもまんなか社会」への実現に向かっているかという全国調査をしたところ、15.4%ほどしか向かっていると感じていないということだった。「こどもまんなか」や「こどもの条例」という言葉が会話にホットワードとして出てくるような、熱い富山県になっていかなければいけないと思う。そのためには、まず大人がこどもまんなか社会について理解していなければいけない。大人が理解できるよう、ワークショップに限らず、地域の様々な会合等の中で少しでも話題に出していただく必要がある。
- 子どものころに傷ついて大人になってもそれを引きずることがないようにしないといけない。

以上